

体育施設整備業務委託仕様書

1 件名 体育施設整備業務委託【単価契約】

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(基本的に、業務は屋外施設開設期間である4月～11月までの間に行う。12月は、屋外施設運営終了に伴う作業、3月は4月から屋外施設を運営するための準備作業のため業務を行うものとする。ただし、光ヶ丘陸上競技場は、年間利用が可能なため、トイレ掃除のみ年間を通じて行うものとする。)

3 共通業務内容

本業務は、後記の各体育施設における環境整備及び美化を図るための除草等を適宜管理し、常に良好な体育施設として維持することを目的として、次の事項の業務を行うものとする。

4 委託施設名

- (1) 酒田市親子スポーツ会館（酒田市光ヶ丘二丁目1番25号）
- (2) 酒田市光ヶ丘陸上競技場（酒田市光ヶ丘三丁目5番6号）
- (3) 酒田市光ヶ丘野球場（屋内練習場含む）（酒田市光ヶ丘三丁目2番23号）
- (4) 酒田市光ヶ丘テニスコート（酒田市光ヶ丘三丁目5番34号）
- (5) 酒田市国体記念テニスコート（光ヶ丘球技場含む）（酒田市光ヶ丘三丁目45番地の9）
- (6) 酒田市光ヶ丘多目的グラウンド（酒田市光ヶ丘三丁目35番地）
- (7) 酒田市武道館（相撲場（外）含む）（酒田市新町字光ヶ丘33番地の26）
- (8) 酒田市北テニスコート（酒田市宮海字明治67番地）
- (9) 酒田市体育館（酒田市入船町3番20号）

5 委託業務の内容

(1) 施設整備

- ア 施設周辺の除草・草刈
- イ 施設周辺の清掃
- ウ テニスコート整備
- エ グラウンド整備
- オ 側溝の清掃
- カ 屋外体育施設のトイレ清掃
- キ その他環境美化に係わる作業

各施設の詳細な作業は別紙のとおり。

6 業務の実施については、現地の状況に応じて適期に行う。

また、各施設で土曜日及び日曜日に大会が実施される場合、状況に応じてトイレや駐車場の掃除・整備を臨時で行うほか、天候等による突発的な清掃や草刈りを行うものとする。(年間59回 1回の作業はおおよそ2時間程度 1名で年間118時間を想定。)

7 契約方法

契約は、次に挙げる単価契約とする。

- 1) 草刈・除草 (1人1時間あたり)
- 2) 清掃 (1人1時間あたり)
- 3) グラウンド整備 (1人1時間あたり)
- 4) テニスコート整備 (1人1時間あたり)
- 5) トイレ清掃 (1回あたり)
- 6) 陸上競技場ハンマーサークル設置・撤去 (1回あたり)

8 委託料の請求

委託料は、月毎、実績に契約単価を乗じて算出される金額とする。

受託者は、月毎に作業日報を提出し、委託者から検査を受けるものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

9 その他

- 1) 業務に要する電気料金、水道料金、機械の燃料費等は委託者が負担する。
- 2) 業務に要するトラクター等の機械は委託者が無償で貸与する。
- 3) 機械等が損傷した場合、経年劣化によるものは委託者で負担し、作業員の故意によるものは受託者で負担するものとする。その他の事案についてはその都度協議するものとする。
- 4) 清掃にあたり、水洗い等で壁や扉に水がかかった部分はふき取ること。
- 5) 業務を実施する上で必要な安全管理は、受託者が行うこと。
- 6) 各施設とも、当該作業箇所への立入禁止措置や現場の整理、整頓には特に留意し、第三者への安全管理を十分行い、利用者に迷惑をかけないような方策を講じること。
- 7) 作業実施に際しては、担当係員と密接な連絡を取りながら進めること。
- 8) 不明瞭な点及び疑問点は速やかに担当係員と協議し、その指示に従うこと。
- 9) この仕様書は、体育施設整備業務の概要を示すものであり、本書に記載されていない事象についても、状況に応じて誠意をもって対処するものとする。
- 10) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。